

第34号様式（第25条関係）
（その1）

年 月 日
鹿児島県知事 殿 管理者 住 所 氏 名 診 療 用 放 射 線 照 射 器 具 備 付 届 別紙のとおり，診療用放射線照射器具を備えたので，医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

この届出を報告してよろしいか。						保健所受付印		
所 長		起 案		取扱 区分				
		月 日	起案者	分類 記号				
					保存 期間			
年 月 日						保健所決裁印		
課長 殿 保健所長 診療用放射線照射器具備付届について(報告) 別紙のとおり，届出がありました。								
						保健所発送印		

別紙のとおり，報告がありました。	
係 長	係

課 受 付 印	
------------------	--

(その2)

1 施設	病院又は診療所の名称				
	所在地				
2 器具に関する事項	(1) 装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日を超えるもの				
	放射性同位元素の種類				
	型式				
	数量	Bq	Bq	Bq	
	個数				
	(2) 装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のもの				
	放射性同位元素の種類				
	型式				
	年間使用予定個数				
	年間使用予定数量	Bq	Bq	Bq	
最大貯蔵予定数量	Bq	Bq	Bq		
1日最大使用予定数量	Bq	Bq	Bq		
3 従事する者に関する事項	氏名	職種	放射線診療に関する経歴		
4 予定使用開始時期	年 月 日				
5 診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	天井, 床及び周囲の画壁の外側における実効線量が1 mSv/週以下となるしやへい措置		有・無 (理由)		
	出入口の数		通常出入口 箇所 非常口 箇所		
	使用室の標識		有・無		
6 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵施設の種類		貯蔵室・貯蔵箱		
	貯蔵施設の外部における実効線量が1 mSv/週以下となるしやへい措置		有・無 (理由)		
	出入口の数		通常出入口 箇所 非常口 箇所		
	外部に通じる部分の閉鎖設備又は器具		有・無		
	貯蔵施設である旨の標識		有・無		
	受皿, 吸収材等による汚染の拡大防止設備		有・無		
	貯蔵室	主要構造等の耐火構造		有・無 (理由)	
		特定防火設備に該当する防火戸		有・無	
	貯蔵箱等の耐火構造		有・無		
	貯蔵容器	1 mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となるしやへい措置		有・無	
標識		有・無			
貯蔵する放射性同位元素の種類及び数量の表示		有・無			
7 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	1 mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となる運搬容器のしやへい措置		有・無		
	運搬容器の標識		有・無		
	運搬する放射性同位元素の種類及び数量の表示		有・無		

8 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要	天井、床及び周囲の画壁の外側における実効線量が1mSv/週以下となるしやへい措置		有・無 (理由)	
	放射線治療病室の標識		有・無	
	内部の壁、床等の汚染が除去しやすい構造		有・無	
	内部の壁、床等の表面が平滑で、気体・液体の浸透及び腐食を防止する措置		有・無	
9 診療用放射線照射器具使用室等の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域のしやへい	管理区域の境界における実行線量 1.3mSv/3月	以下・超える
		さく等の立入制限措置 標識		有・無 有・無
	敷地の境界・その他	注意事項の掲示		有・無
		敷地内居住区域及び境界における防護	敷地内居住区域及び境界における実効線量 250 μ Sv/3月	以下・超える
		入院患者の被ばく防止	入院患者（診察による被ばくを除く。） の実効線量1.3mSv/3月	以下・超える
		治療中の患者の標示	診療用放射線照射器具により治療中の患者である旨の標示	有・無
		放射線診療従事者等の被ばく防止	外部被ばくを低減する措置 従事者等の被ばく線量測定器	有・無 有・無

添付書類

- 1 診療用放射線照射器具使用室及び放射線治療病室の平面図及び側面図
- 2 しやへい計算書